和福障第２０６９号
令和８年１０月１日
（２０２６年）

指定障害児通所支援事業所　管理者　各位

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎
（　公　印　省　略　）

こども性暴力防止法の施行に向けた事業者情報提出後の登録内容の確認・修正依頼、及び学校設置者等への「こまもろうシステム」テストメールの配信について（通知）

平素より、障害児支援にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件について、こども家庭庁から所管の指定障害児通所支援事業所宛てに周知するよう依頼がありましたので、お知らせいたします。

内容は、こまもろうシステムに係る事業者情報提出後の登録内容の確認、及び修正依頼、並びに本年１２月に予定されているシステムの稼働に向けた学校設置者等へのテストメール配信等についてです。

本通知２ページ目以降に、周知内容を一部抜粋し、具体的な流れ等を記載しておりますのでご一読いただくとともに、詳細については、別添の周知依頼を必ずご確認いただきますようお願いいたします。

【添付書類】

周知依頼（令和８年８月２８日付け）

和歌山市七番丁２３番地
和歌山市障害者支援課
指定審査グループ
TEL：０７３－４３５－１３６０
障害児通所支援事業者指定担当：中谷

学校設置者等とは、事業所を運営する会社のことです！

【周知依頼内容一部抜粋】

１．まとめ登録で登録した事業者情報の登録内容の確認・修正依頼（令和８年８月～10 月）

まとめ登録で登録いただいた事業者情報については、こども家庭庁で内容の確認を行います。

確認が必要と思われる事項がある場合は、確認が必要な事項に応じて、所轄庁、学校設置者等又は施設・事業所の担当者に確認の連絡をします。確認の連絡は、こども家庭庁が業務委託をする「こども性暴力防止法照会窓口」から連絡します。

メールでご連絡する場合は、「@kodomono-shiro.jp」のドメインのメールアドレスからメールを送信しますので、照会への返答や登録内容の補正への対応をお願いします。メールへの返答がない場合や登録したメールアドレスに不備がある場合等は、電話にて確認の連絡をすることがあります。

２．テストメールの配信（令和８年９月～10 月）

（１）学校設置者等におけるテストメールの確認依頼

本年１２月中旬頃にシステムが暫定稼働する予定であり、そのタイミングで、「こども性暴力防止法の施行に向けた学校設置者等の事業者情報の一括登録（まとめ登録）について（依頼）」（令和８年４月 10 日付けこ支性第１号）に基づいて登録いただいたＧビズＩＤ（プライム）及びＧビズＩＤ（第一管理者）のアドレスに対して、ログイン情報等をメールにて通知する予定です。

本年１２月のメール通知に向けて、まとめ登録で各学校設置者等に登録いただいたＧビズＩＤ（プライム）及びＧビズＩＤ（第一管理者）のアドレスに対して、問題なくメールが送信できるか確認するためのテストメールを配信します。

各学校設置者等におかれましては、テストメールを問題なく受信できているか確認をお願いします。なお、テストメールに対して返信をしていただく必要はありません。仮に返信をしていただいた場合は、それに対するこども家庭庁からの返答はできませんのでご了承ください。

※テストメールは「comamorou.info@cfa.go.jp」のアドレスから配信予定です。ドメイン指定受信をしている場合は、上記アドレスが受信できるように事前に許可設定をしてください。許可設定をしてもメールが届かない場合は、迷惑メールの設定等をご確認ください。

本年１１月６日（金）までにテストメールの受信が確認できなかった場合は、各学校設置者等からこども家庭庁の専用アドレス（matome2026@cfa.go.jp）に、事業者名、Ｇビズ ID（プライム）メールアドレス、Ｇビズ ID（第一管理者）メールアドレス、担当者名、担当者メールアドレス、電話番号をご連絡ください。

なお、登録いただいたＧビズＩＤのメールアドレスが誤っていた場合等、こども家庭庁においてテストメールの送信エラーを確認した場合は、こども家庭庁から当該学校設置者等に対してメールアドレスの確認の連絡をしますので、ご対応をお願いします。

３．システムログインに向けた今後の流れ（学校設置者等における対応）

①まとめ登録で登録した事業者情報の登録内容の確認・修正依頼（令和８年８月～10 月）

・確認が必要と思われる事項がある場合は、こども家庭庁が業務委託をする「こども性暴力防止法照会窓口」から連絡をするため、照会への返答や登録内容の補正への対応をお願いします。

②テストメールの配信（令和８年９月～10 月）

・12 月のシステムの稼働に向けて、学校設置者等にテストメールを配信します。

③テストメールで送信エラーが出た場合のこども家庭庁からの問合せ対応（令和８年９月～10 月）

・こども家庭庁に登録したＧビズＩＤのメールアドレスが誤っていた場合等、こども家庭庁においてテストメールの送信エラーを確認した場合は、こども家庭庁から当該学校設置者等に対して確認の連絡をします。

・学校設置者等は、ＧビズＩＤのメールアドレスについてこども家庭庁から確認の連絡があった場合は対応をお願いします。

④ログイン情報等のメール通知（令和８年 12 月中旬）

・システムが暫定稼働するタイミングで、各学校設置者等に対してログイン情報等をメールで通知します。

・学校設置者等はシステムにログインし、権限の設定を行ってください。